



# 三重県公報

令和3年4月2日 (金)  
 第 196 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
97	消防法施行細則の一部を改正する規則	(消防・保安課)	2
98	三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(都市政策課)	2
<b>告 示</b>			
242	地方自治法施行令第158条第1項の規定による償還金の収納事務の委託	(子育て支援課)	3
243	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	3
244	同件	( 同 )	4
245	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	4
246	三重県資源管理方針の変更	(水産資源管理課)	4
247	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能性を定めた旨	( 同 )	8
248	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	9
249	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出納局)	10
250	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(警察本部)	11
<b>公 告</b>			
	三重県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画	(畜産課)	11
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	11
	土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	12
	三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐる」についての変更	(水産資源管理課)	12
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	14
	公共測量を実施する旨の通知	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	14
	同件	( 同 )	14
	同件	( 同 )	15
	同件	( 同 )	15
	県営住宅の入居希望者の募集	(住宅政策課)	15
	宅地建物取引業者の免許を取り消した旨	(建築開発課)	17
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(図書館)	17
	落札者を決定した旨	(農産物安全・流通課)	22
	同件	( 同 )	23
	同件	( 同 )	23
	同件	(警察本部)	23
	同件	( 同 )	24
	同件	( 同 )	24

規 則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九十七号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則（昭和六十年三重県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「三重県知事 兼」を「三重県知事 兼」に改め、「〇」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年四月二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第九十八号

三重県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県都市公園条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園施設の設置若しくは管理の許可等又は都市公園の占用の許可等の申請）</p> <p>第四条 都市公園法（昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による許可の申請は、公園施設設置等（変更）許可申請書（<u>第二号様式</u>）によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項及び第三項の規定による許可の申請は、都市公園占用（変更）許可申請書（<u>第三号様式</u>）によつてしなければならない。</p> <p>（保管工作物等一覧簿）</p> <p>第七条 知事は、保管工作物等一覧簿（<u>第四号様式</u>）を前条各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。</p> <p>（保管工作物等の返還の手続）</p> <p>第九条 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（<u>第五号様式</u>）と引換えに返還するものとする。</p> <p>（届出）</p> <p>第十条 条例第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、同条各号に</p>	<p>（公園施設の設置若しくは管理の許可等又は都市公園の占用の許可等の申請）</p> <p>第四条 都市公園法（昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による許可の申請は、公園施設設置等（変更）許可申請書（<u>第三号様式</u>）によつてしなければならない。</p> <p>2 法第六条第一項及び第三項の規定による許可の申請は、都市公園占用（変更）許可申請書（<u>第四号様式</u>）によつてしなければならない。</p> <p>（保管工作物等一覧簿）</p> <p>第七条 知事は、保管工作物等一覧簿（<u>第五号様式</u>）を前条各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。</p> <p>（保管工作物等の返還の手続）</p> <p>第九条 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（<u>第六号様式</u>）と引換えに返還するものとする。</p> <p>（届出）</p> <p>第十条 条例第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、同条各号に</p>



### 三重県告示第 244 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

令和元年 7 月 19 日 第 70 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
農事組合法人二子宮農組合	組合長 平井 秀次	津市安濃町中川 13 番地 1

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
佐藤 佑典	■■■■■■ ■■■■	玄米、大豆、飼料用もみ	K242020578

### 三重県告示第 245 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 保安林予定森林の所在場所

多気郡大台町栗谷字脇谷 1151・字余谷 1154 の 3（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、1155 から 1157 まで

2 保安林指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字余谷 1154 の 3・1155・1157（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

### 三重県告示第 246 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定により、三重県資源管理方針（令和 2 年三重県告示 836 号）を変更したので、同条第 10 項において準用する同条第 6 項の規定により公表します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1-1 さんま」から「別紙 1-3 まいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙 1-3）

## 第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

## 1 三重県まいわし中型まき網漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農林水産省令第48号）第70条第1項に掲げる漁業であって、三重県知事の許可を受けたものをいう。以下同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

変更後

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-6 くらまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-3)

## 第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

## 1 三重県まいわし中型まき網漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第70条第1項に掲げる漁業であって、三重県知事の許可を受けたものをいう。以下同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

「別紙1-3 まいわし太平洋系群」の次に、次のとおり「別紙1-4 するめいか」から「別紙1-6 くらまぐろ（大型魚）」までを加える。

(別紙1-4)

## 第1 特定水産資源

するめいか

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

三重県するめいか漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県するめいか漁業区分に配分する。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県するめいか漁業区分においては、法第57条第1項の規定により許可する漁業のうち中型まき網漁業の網船の許認可の隻数に上限（19隻）を設けること、及び法第60条第3項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

（別紙1-5）

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）（資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2-1の第1で定義するくろまぐろ（小型魚）をいう。以下同じ。）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

## 1 三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。以下この別紙において同じ。）

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

## ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

## 2 三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業

## (1) 当該知事管理区分を構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

中型まき網漁業

## ③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から 3 日以内

### 3 三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

養殖用種苗採捕漁業（養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業のことをいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

### 4 三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（1、2 及び 3 に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

### 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣により本県の都道府県知事管理量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県知事管理量」をいう。）の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。

### 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

（別紙 1-6）

### 第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）（資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示 1982 号）別紙 2-2 の第 1 で定義するくろまぐろ（大型魚）をいう。以下同じ）

### 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

#### 1 三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

- ②の対象とする漁業が、くろまぐろ（大型魚）の採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業  
定置漁業(法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に規定する第 2 種共同漁業(定置網を使用するものに限る。)をいう。以下この別紙において同じ。)
- ③ 漁獲可能期間  
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
  - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
  - ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から 3 日以内
- 2 三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業
  - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
    - ① 水域  
②の対象とする漁業が、くろまぐろ（大型魚）の採捕を行う水域
    - ② 対象とする漁業  
三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が営むくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（1 に規定する漁業及び三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）
    - ③ 漁獲可能期間  
周年
  - (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
    - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
    - ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から 3 日以内
- 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として平成 27 年 4 月から平成 31 年 3 月までの漁獲実績及び近年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣により本県の都道府県知事管理量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県知事管理量」をいう。）の追加配分があった場合は、県の留保枠に加えるものとする。
- 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし

**三重県告示第 247 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

令和 3 管理年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間）におけるするめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 1 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）  
現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
--------	-----------

三重県するめいか漁業	現行水準
------------	------

第2 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.4 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	10.2 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業	8.5 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業	2.0 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業	6.6 トン

第3 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

26.1 トン

2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	13.1 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	5.1 トン

三重県告示第 248 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に登載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木英敬

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）

2 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り、）を受けていること。
- (5) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。
- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。

3 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

4 提出書類

規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

## (1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り可）
- オ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- キ その他知事が必要と認めた書類

## (2) 個人の場合

- ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り可）
- オ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- カ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- キ その他知事が必要と認めた書類

## 5 受付場所

郵便番号 514-8570  
津市広明町 13 番地  
三重県県土整備部建設業課  
電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

## 6 提出方法

持参によります。

## 7 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

## 8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

## (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間

入札参加資格認定の日から令和4年3月31日までとします。

## (2) 変更の届出

規則第5条の規定によります。

## (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続

更新手続はありません。

## 9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

---

**三重県告示第 249 号**

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務

## 2 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

でないこと。

- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。
- 3 入札参加申請の方法  
入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。
- 4 資格の有効期間  
参加を申請した入札のみ有効とします。
- 5 資格の有効期間の更新手続  
更新手続は、ありません。

**三重県告示第 250 号**

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット作動手数料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 委託先  
津市栄町一丁目 954 番地  
一般財団法人三重県交通安全協会
- 2 委託期間  
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

公 告

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、三重県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画を次のとおり決めました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、当該計画は三重県農林水産部畜産課において縦覧に供します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

桑名市北部土地改良区（桑名市大字上之輪新田 1400 番地）

退任理事

桑名市大字上之輪新田 199 番地	金 森 勉
〃 〃 198 番地 5	松 尾 廣 文
〃 〃 321 番地	松 尾 実 良
〃 〃 287 番地	平 野 孝 一
〃 〃 204 番地	片 桐 光 廣
〃 大字福島 798 番地 1	後 藤 繁 夫
〃 大字播磨 310 番地	伊 藤 英 文
〃 福島新町 23 番地	水 谷 厚 夫
〃 大字東汰上 224 番地	黒 田 肇
〃 〃 213 番地	伊 藤 好 勝

退任監事

桑名市大字上之輪新田 201 番地	片 桐 浩 司
〃 大字東方 2499 番地	平 野 弘 幸
〃 大字福島 313 番地	平 野 正 孝
〃 大字東汰上 211 番地 1	伊 藤 好 一

就任理事

桑名市大字上之輪新田 199 番地	金 森 勉
〃 〃 198 番地 5	松 尾 廣 文
〃 〃 321 番地	松 尾 実 良
〃 〃 287 番地	平 野 孝 一
〃 〃 204 番地	片 桐 光 廣
〃 大字福島 798 番地 1	後 藤 繁 夫
〃 大字播磨 310 番地	伊 藤 英 文
〃 福島新町 23 番地	水 谷 厚 夫
〃 大字東汰上 224 番地	黒 田 肇
〃 〃 213 番地	伊 藤 好 勝

就任監事

桑名市大字上之輪新田 201 番地	片 桐 浩 司
〃 大字東方 2499 番地	平 野 弘 幸
〃 大字福島 313 番地	平 野 正 孝
〃 大字東汰上 211 番地 1	伊 藤 好 一

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、員弁地区土地改良区（いなべ市員弁町笠田新田 2205 番地の 1）の定款の変更を認可しました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定によりなお効力を有することとされた同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 4 条第 8 項の規定に基づき三重県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第 1 の別に定める「くろまぐろ」についてを次のとおり変更しましたので、同条第 10 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき公表します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

変更前

第 2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	58.7 トン	うち 3.1 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	26.7 トン	うち 8.5 トンを留保する。

(注 1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第 3 に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 2) 農林水産大臣により本県の知事管理量に変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注 3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第 3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	21.3 トン
中型まき網漁業	19.5 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	1.9 トン
その他漁業	12.9 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	5.1 トン

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に(1)で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第2で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

変更後

第2 くろまぐろの漁獲可能量について三重県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	58.7 トン	うち3.1 トンを留保する。
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	23.7 トン	留保なし。

(注1) 知事管理量のうち、留保する量（以下「留保枠」という。）については、くろまぐろの来遊状況に応じて知事が、関係する漁業協同組合の合意のもと第3に定める採捕の種類ごとに配分し、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注2) 農林水産大臣により本県の知事管理量に変更され、増量する場合は、追加分は一旦留保枠に加え、上表の留保枠は変更された数量を反映した量に変更する。

(注3) 我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の小型魚又は大型魚の知事管理量は、公表時点における本県の小型魚又は大型魚の採捕の数量と同等に変更されることとなる。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

1 本県の採捕の種類別の数量は、下表のとおりとする。

(1) 小型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	21.3 トン
中型まき網漁業	19.5 トン
養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業	1.9 トン
その他漁業	12.9 トン

(2) 大型魚

採捕の種類	数量
定置漁業	13.1 トン
その他漁業	10.6 トン

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業及び同条第5項第2号に規定する第2種共同漁業（定置網を使用するものに限る。）をいう。

(注2) 「中型まき網漁業」とは漁業法第66条第2項に規定する中型まき網漁業をいう。

(注3) 「養殖用種苗の採捕を目的とする釣り漁業及びひき縄漁業」は漁期が短いため、当該漁業の漁期終了後に(1)で定められた数量の余りがある場合は、その数量を県の留保枠に加えるものとし、第2で定めた留保枠の数量は変更された数量を反映した量に変更する。

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が令和 3 年 2 月 28 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 作業種類  
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

第 2

- 1 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査）
  - 2 作業地域  
四日市市
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和 3 年 3 月 29 日から同年 7 月 27 日まで
  - 3 作業地域  
尾鷲市三木里町
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県尾鷲建設事務所長から通知がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和 3 年 3 月 29 日から同年 7 月 19 日まで
  - 3 作業地域  
北牟婁郡紀北町船津
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 3 月 12 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（一級水準測量）
  - 2 作業地域  
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 3 年 3 月 5 日に終了した旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
松阪市藤之木町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年1月29日に終了した旨、奈良県奈良土木事務所長から通知がありました。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域  
伊賀市白檜及び名張市黒田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年3月19日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
員弁郡東員町山田及び同町六把野新田

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 受付期間  
令和3年4月2日（金）から同月30日（金）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和3年6月2日（水）まで随時申込みを受け付けます。

- 2 受付場所  
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体 〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2（1）
		あこず（高齢者・単身可）	2
		あこず（一般・単身可）	1
		笹川（子育向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	2

		笹川（一般・単身可）	3 (1)	
		笹川第二（一般・単身可）	1	
		河原田（一般・単身可）	2 (1)	
		鈴鹿	高岡山社の郷（一般・単身可）	4 (2)
			桜島（高齢者・単身可）	2
			桜島（一般・単身可）	3 (1)
中勢伊賀 ブロック	津	千里（高齢者・単身可）	1	
		サンシャイン千里（一般）	1	
		一身田（高齢者・単身可）	1	
		一身田（一般・単身可）	1	
		一身田 R棟（一般・単身可）	1	
		船頭町（高齢者・単身可）	1	
	結城（高齢者・単身可）	1		
	伊賀	服部（一般・単身可）	2 (1)	
		カーサ上野（身障者）	1	
		カーサ上野（一般）	1	
名張	蔵持（一般・単身可）	1		
南勢ブロック	松阪	五反田（一般・単身可）	1	
		粥田（一般・単身可）	1	
		和屋（身障者）	1	
		和屋（一般・単身可）	1	
		上川第二（一般・単身可）	1	
		エスペラント末広（一般）	1	
	伊勢	西豊浜（一般・単身可）	1	
		五十鈴川（身障者）	1	
		五十鈴川（一般・単身可）	1	
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	2 (1)	
	熊野	井土（身障者）	1	
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	1	

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。
- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成28年4月1日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日

の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しを平成28年4月1日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

(5) 地方税を滞納していないこと。

(6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が1人でも入居可能な場合があります。）。

(7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

#### 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告します。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木英敬

#### 1 処分をした年月日

令和3年3月17日

#### 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び免許証番号

有限会社アサヒ興産

谷 敏彦

三重県三重郡菰野町大字菰野994番地7

三重県知事(5)第2692号

#### 3 処分の内容

宅地建物取引業法第66条第1項第3号の規定に基づく免許の取消し

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年4月2日

三重県知事 鈴木英敬

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務名

三重県立図書館 総合情報システム再構築に伴うシステム設計・機器調達・運用保守業務委託

##### (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

##### (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。

##### (4) 委託業務履行場所

調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

##### (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要

素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

### (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

### (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに7(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については電子証明書（ICカード）は不要とします。

(4) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(5) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(6) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年4月21日（水）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

## 5 技術提案書の作成について

(1) 提案書記入要領に基づき作成してください。

(2) 提出部数は、正本1部、副本8部及び電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とします。

(3) 原稿サイズはA4を基本（図表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね100頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。

(4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。

(5) 製本の編綴順序は、「提案書評価表」の評価項目順序のとおり編綴してください。

(6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。

(7) その他詳細については、「提案書記入要領」によることとします。

## 6 技術提案書聴取会の実施について

(1) 提案書評価表に沿って、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。

(2) 聴取会に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。

(3) 詳細は7(7)に示す日程及び方法により実施します。

## 7 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田 1234 番地  
三重県立図書館企画総務課 担当 長久  
電話 059-233-1181 ファクシミリ 059-233-1191

## (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

## (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和3年6月1日(火)15時まで調達システムにより提供します。

## (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和3年4月30日(金)17時までに通知します。

## (6) 技術提案書等提出の日時及び場所

ア 日時 令和3年5月6日(木)から同月21日(金)12時まで

イ 場所 (1)に掲げる部局

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とし、一般書留又は簡易書留としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県立図書館 総合情報システム再構築に伴うシステム設計・機器調達・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

## (7) 技術提案書聴取会の実施

ア 技術提案書聴取会の日程は、以下のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は、日程を追加する場合があります。

令和3年5月28日(金)予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は60分とし、うち説明は40分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め3名以内とします。

## (8) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和3年6月1日(火)15時まで

入札と合わせて提出が必要となる費用内訳記入シートは、本システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和3年6月1日(火)15時まで

なお、入札書は令和3年5月24日(月)から同年6月1日(火)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県立図書館

案件名 「三重県立図書館 総合情報システム再構築に伴うシステム設計・機器調達・運用保守業務委託」入札書在中

## (9) 開札の日時及び場所

日時 令和3年6月1日(火)16時

場所 三重県津市一身田上津部田 1234

三重県立図書館企画総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし書面による入札者にとっては、当該締切日時までに7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 令和3年4月13日（火）12時まで

結果回答 令和3年4月16日（金）17時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 9 Summary

- (1) Subject Matter of the Contract :  
Designing, developing and operation Library e-application system.
- (2) Date and Time for the Proposal :  
Proposal submitted by registered mail must be received between 8:30 A.M. on Thursday, May 6, 2021 and 12:00 P.M. on Friday, May 21, 2021.
- (3) Bid Submission Deadline :  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, June 1, 2021.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, May 24, 2021 and 3:00 P.M. on Tuesday, June 1, 2021.
- (4) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 4:00 P.M. on Tuesday, June 1, 2021.
- (5) Managing Authority :  
Mie Prefectural Library  
1234 Isshinden-Kouzubeta, Tsu-City, Mie, 514-0061, Japan  
TEL:059-233-1181

## 別記 落札候補者決定基準

### 1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 提案内容の評価  
「提案書評価表」に基づき提案内容の評価し、「機能評価点」を与えます。ただし、必須項目に対して記載依頼事項の記述がない場合は、落札候補者としません。
- (2) 入札価格等の評価  
入札価格等については、後に示す計算式に基づき、入札価格等に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。
- (3) 機能評価点と価格評価点の得点配分  
機能評価点と価格評価点の得点配分は、2対1とし、「機能評価点」640点、「価格評価点」320点の計960点満点とします。
- (4) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法  
(1)及び(2)で評価した「機能評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札候補者とします。
- (5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応  
ア 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が異なる場合  
「機能評価点」が高い者を落札候補者とします。  
イ 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が同じ場合  
「機能評価点」のうち、大項目「基本機能およびサービス」の評価点異なる場合にあっては、当該大項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。当該大項目が同じ場合にあっては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

## 2 提案内容の評価

提案内容の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

## (1) 大項目の設定

次のとおり大分類を設定します。

- ア 全般
- イ 基本方針に基づく提案
- ウ 基本機能およびサービス
- エ システム基盤
- オ 設計開発
- カ 保守運用等

## (2) 配点方法

機能評価点の満点を640点として、次のように上記大項目毎に点数を配点します。

<配点設定>

ア 全般	55 点
イ 基本方針に基づく提案	160 点
ウ 基本機能およびサービス	200 点
エ システム基盤	100 点
オ 設計開発	65 点
カ 保守運用等	60 点

## (3) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1点～5点の項目加重点を評価項目ごとに設定します。

## (4) 項目評価点の考え方

評価項目の採点は「優」「良」「可」「評価外」の4段階評価にて行います。

- ア 「優」の場合は、項目評価点「5点」
- イ 「良」の場合は、項目評価点「3点」
- ウ 「可」の場合は、項目評価点「1点」
- エ 「評価外」の場合は、項目評価点「0点」

5点を満点として、加点又は減点を行うことができます。

## (5) 機能評価点の計算

各審査員の機能評価点の計算は以下の式で行います。

- ア 調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点
- イ 大項目評価点＝大項目の中での調整後項目評価点の合計
- ウ 機能評価点＝大項目評価点の合計

入札者ごとの機能評価点は、各審査員の機能評価点の平均（小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入します。）とします。

## 3 価格面の評価

価格面の評価は、入札金額に基づいて以下の手順で行います。

価格評価点＝ $320 \times (1 - X/K)$

X：入札金額（円）

K：評価基準額（円）

※ 入札金額及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 有効数字は小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てとします。

## 4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「機能評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札候補者としますが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者としません。

- (1) 入札価格が、「調達説明書」で示した評価基準額以内であること。
- (2) 各年度別見積額が、「調達説明書」に記載のある各年度の支払限度額以内であること。
- (3) 「提案書評価表」の評価項目のうち、すべての必須項目において、項目評価点が「可」以上であること。

---

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県

規則第 84 号) 第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県地方卸売市場青果低温売場冷凍機更新                                |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町 13 番地<br>三重県農林水産部農産物安全・流通課                    |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 3 年 3 月 5 日                                      |
| 4 | 落 札 者       | 三重県津市雲出本郷町 1805 番地の 25<br>三重シンリョー設備株式会社 代表取締役 別所 孝晃 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 17,850,000 円<br>契約金額 19,635,000 円              |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和 3 年 1 月 22 日                                     |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県地方卸売市場冷蔵庫棟冷凍設備更新   |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町 13 番地<br>三重県農林水産部農産物安全・流通課                            |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 3 年 3 月 26 日   |
| 4 | 落 札 者       | 三重県四日市市浜田町 3 番 12 号<br>三菱電機ビルテクノサービス株式会社 中部支社 三重支店 支店長 小林 武 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 172,000,000 円<br>契約金額 189,200,000 円                    |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札  |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和 3 年 1 月 29 日   |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 物品等の名称及び数量  | 三重県地方卸売市場卸売場棟 3 階空調機更新                    |
| 2 | 担 当 部 局     | 津市広明町 13 番地<br>三重県農林水産部農産物安全・流通課          |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 3 年 3 月 25 日                           |
| 4 | 落 札 者       | 三重県津市上浜町二丁目 223<br>三重水熱工業株式会社 代表取締役 有川 由美 |
| 5 | 落 札 金 額     | 入札価格 22,900,000 円<br>契約金額 25,190,000 円    |
| 6 | 決 定 手 続     | 一般競争入札                                    |
| 7 | 入 札 公 告 日   | 令和 3 年 2 月 9 日                            |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 3 年 4 月 2 日

三重県警察本部長 岡 素 彦

- |   |            |                             |
|---|------------|-----------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 令和 3～5 年度 桑名警察署外 7 庁舎清掃管理業務 |
| 2 | 担 当 部 局    | 津市栄町一丁目 100 番地              |

	三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
3 落札者決定日	令和3年3月16日
4 落札者	三重県津市丸之内24番16号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5 落札金額	入札価格 45,360,000円 契約金額 49,896,000円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和3年1月26日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年4月2日

三重県警察本部長 岡 素彦

1 物品等の名称及び数量	令和3～5年度 津警察署外12庁舎清掃管理業務
2 担当部局	津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
3 落札者決定日	令和3年3月16日
4 落札者	三重県津市丸之内24番16号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5 落札金額	入札価格 44,640,000円 契約金額 49,104,000円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和3年1月26日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和3年4月2日

三重県警察本部長 岡 素彦

1 物品等の名称及び数量	令和3～5年度 松阪警察署外5庁舎清掃管理業務
2 担当部局	津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
3 落札者決定日	令和3年3月16日
4 落札者	三重県津市丸之内24番16号 タカノ商事株式会社 代表取締役 上山 博武
5 落札金額	入札価格 27,180,000円 契約金額 29,898,000円
6 決定手続	総合評価一般競争入札
7 入札公告日	令和3年1月26日

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---